二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は暫定再任用職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）以外の者については別表第一のとおりとし、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員については別表第二のとおりとし、一般職の給与に関する法律第六条第一項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の職務の級はこれに相当する行政職俸給表（一）に定める職務の級とする。

２　［略］

別表第一（第三条関係）

定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員以外の者の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

［略］

別表第二（第三条関係）

定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十七号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む。）、第百十一条第二項（同法第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十条第一号、第二百七十一条の二十四第二項（同法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の二十五第一項、第二百七十一条の二十六（同法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の二十八の二第一号及び第二百七十二条の四十第一項並びに保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項及び第四項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別目的会社の特則） **第二十条の十五**　前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第五項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。 ［一・二　略］	（特別目的会社の特則） **第二十条の十五**　前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。 ［一・二　同上］

号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の者については別表第一のとおりとし、再任用職員については別表第二のとおりとし、同項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の職務の級はこれに相当する行政職俸給表（一）に定める職務の級とする。

２　［同上］

別表第一（第三条関係）

再任用職員以外の者の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

［同上］

別表第二（第三条関係）

再任用職員の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

［同上］